

「小規模事業者持続化補助金」 申請支援セミナー開催のご案内

平成30年度第2次補正予算「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました。

つきましては、下記にて申請支援セミナーを開催しますので、本補助金の申請を予定される方は是非ご参加下さい。

- 【日 時】 2019年5月15日（水）
13時30分～15時30分
- 【場 所】 島原商工会議所
- 【内 容】 本補助金公募要領等について
- 【講 師】 中小企業診断士 田上美香 氏
- 【主 催】 島原商工会議所
- 【後 援】 有明町商工会

補助金の内容は、
本チラシの裏面
又は、
島原商工会議所
ホームページ（TOPページ
同補助金パン）より
ご確認ください。

平成30年度第2次補正予算
日本商工会議所

小規模事業者持続化補助金

※参加ご希望の方は、資料等準備の都合上、5月13日（月）までに下記までお申込み下さい。

【問合せ及び申込先】

島原商工会議所・中小企業相談所（担当：池田・野口・尾崎）

〒855-8550 島原市高島二丁目7217 TEL 0957-62-2101 FAX 0957-62-2393

ホームページ（TOPページ）URL <http://www.shimabara-cci.or.jp/>

「小規模事業者持続化補助金」申請支援セミナー（5月15日開催）

参加申込書 〈島原商工会議所 行 FAX 62-2393〉

事業所名	
所在地	TEL () FAX ()
参加者名	

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡に利用するほか、講師が閲覧することがあります。

販路開拓等をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

小規模事業者持続化補助金

[中小企業庁 平成30年度第2次補正予算事業]

申請支援セミナー
を開催します。
本チラシの裏面を
ご覧下さい。

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助(補助率:2/3)します。[買物弱者対策の取り組みを行う事業者等については、100万円が上限。また、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業については、1事業者あたりの補助上限額×連携小規模事業者数(500万円が上限)。] 【計画書(指定様式・申請書等含む。)の作成・提出後、審査にて採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。】

【概要】詳細は、特設ウェブサイト

【URL <https://h30.jizokukahojokin.info/>】の公募要領等をご確認下さい。

◆補助対象者

小規模事業者

業 種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	

※医師等、組合(企業組合・協業組合を除く)、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象になりません。

※申請時点で開業届を出していない創業予定者は対象になりません。

◆対象となる事業

策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための事業。

或いは、販路開拓等とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための事業。

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

◇補助率 補助対象経費の2/3以内

◇補助額 上限50万円

(買物弱者対策の取り組みを行う事業者等については上限100万円、共同事業は上限500万円)

◆手続きの期限等【計画書(指定様式・申請書等含む。)の作成・提出が必要となります。】

受付締切 【島原商工会議所】	2019年 6月 3日(月) 17時必着
申請書送付期限 【日本商工会議所・東京】	2019年 6月12日(水) 当日消印有効
採択結果公表	2019年 7月末頃(予定)
実施期間	交付決定通知受領後 ～ 2019年12月31日(火)
実績報告	補助事業完了日から30日以内、又は2020年1月10日(金)のいずれか早い日までに報告(事務局必着)

※地元商工会議所で作成する書類がある為、日本商工会議所(東京)送付前に申請者が作成した事業計画書を確認させていただきますので、島原商工会議所へ計画書等をご提出下さい。

【問い合わせ先】

◇島原商工会議所 TEL 0957-62-2101

◇日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8

TEL 03-6447-2389 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]